

○浅麓環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例

令和2年2月14日

条例第1号

浅麓環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、小諸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小諸市条例第24号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。